

## 第7 道路内に設けるバス停留所の上家

### 1 運用上の留意事項

- (1) 道路内に設けるバス停留所の上家については、建基法第44条第1項第2号に規定する「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」に該当するものであること。
- (2) 原則として、道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長又は消防署長からなる路上建築物等連絡協議会（以下「協議会」という。）により、許可に関する事務の連絡及び調整を行うこととされている。  
なお、各協議会規約等により協議会を開催しない場合は、「道路内に設けるバス停留所の上家の取扱い基準について（昭和49年9月30日49首建調第290号の3）」及び「「東京都路上建築物等連絡協議会規約」の改正について（平成18年10月26日18都市建指第399号）」に基づき処理するものとする。

### 2 設置基準

- (1) 設置場所  
原則として幅員2.5m以上の歩道又は駅前広場内の島式乗降場（以下「島式乗降場」という。）とする。
- (2) 形態及び構造
  - ア 上家は独立した平屋建とすること。
  - イ 柱は、片側とし、車道側に設けるものであること。ただし、島式乗降場に設けるものにあつては、この限りでない。
  - ウ 特定主要構造部は、原則として不燃材料とすること。ただし、屋根葺き材について、建基政令第136条の2の2に適合するものはこの限りでない。
- (3) 規模
  - ア 屋根の幅は、原則として2m以下であること。ただし、幅員4m以上の歩道に設けるものについては、歩道幅員の1/2以下であるものは、この限りでない。
  - イ 屋根の長さは原則として12m以下であること。ただし、島式乗降場に設けるものにあつて、屋根の水平投影面積が200㎡内のものは、この限りでない。
  - ウ 屋根は道路境界線から50cm以上離れたものであること。ただし、公園、広場等の空地に接するものはこの限りでない。
  - エ 高さは、島式乗降場に設ける場合を除き、歩道面から3.5mを超えないものであること。

### 3 審査基準

審査基準は、次のとおりとする。

なお、道路内に設けるバス停留所の上家の設置予定場所及びその周辺に現に存している街路樹、ガードレール等の撤去、移設等の措置を講ずることは避けるものであること。

- (1) バス停留所の上家の設置基準
  - ア 側面建築物の前面にバス停留所の上家を設ける場合は、はしご車等の消防車両及びホースカーの歩道への乗り入れ等消防活動の障害とならない位置に計画されていること。
  - イ バス停留所の上家の柱は、消火栓、貯水槽用マンホール、消防用水の採水口等の消防水利、連結送水管、連結散水設備及びスプリンクラー設備の送水口の両端並びに法第21条及び当庁で植樹した消防水利の標識からそれぞれ1m以上離して計画されていること。
  - ウ 既設避難器具の使用に際して障害とならない位置に計画されていること。
  - エ その他、消防活動上支障があると認められる位置を避けて計画されていること。
- (2) バス停留所の上家の構造
  - ア 特定主要構造部は不燃材料であること。
  - イ 独立した平屋建であること。
  - ウ 防火上支障となる広告物等を設けないこと。